

議案第43号

工事請負契約（（都）荒地西山線道路新設改良工事（その3））の変更について

資料1 変更内容及び理由について

1 変更経緯

関係機関との調整の結果、第2回設計変更で設定した土砂処分地について、より安価に処分できる処分場へ変更。また、工期延伸に伴う仮設材賃料の変更、地下水の状況を踏まえた水替工の変更、躯体への誘発目地設置等、現地状況を踏まえた設計変更（内容・工期延伸）を行う。

（当初請負額 519,200,000 円、第1回変更請負額 577,188,700 円、第2回変更請負額 616,625,900 円、第3回変更請負額 608,604,700 円、8,021,200 円の減額）

2 変更内容及び理由

（1）工期

土壌分析調査の結果、「ふっ素及びその化合物」あるいは「砒素及びその化合物」が存在することが判明し、詳細調査及び施工計画の変更のため土工及びこれに付随する工事について約4カ月の一時中止を行ったことから、工期を令和3年3月31日迄から同7月30日迄に延伸する。

（2）土工 1式（19,211千円減）

第2回設計変更で設定した一般土砂及び土壌汚染対策法に基づく処理施設について、より安価に処分可能な処分場を把握できたことから、減額変更する。【図1】

また、掘削途中に現出した支障物（擁壁・廃材）の撤去・処分を増工する。

（3）函渠工 1式（10,029千円増）

主要な工事材料である生コンクリートの価格が20～23%上昇したため、工事請負契約書第20条第6項（※1）の単品スライド条項に基づき、受注者から契約金額を変更することの求めがあったもので、兵庫県の運用マニュアルに基づき増額変更する。

また、温度応力解析による温度ひび割れ予測を実施した結果、温度ひび割れの発生が予測されたことから、コンクリートの品質を確保するため、ひび割れ誘発目地（※2）を追加する。【図2】

（4）仮設工 1式（1,161千円増）

工事工程の見直し及び工期の延伸により、仮設材の設置期間が延長されるため、賃料を増額変更する。

また、第1回設計変更で増強した水替工について、実施工時の床付け面からの地下水湧出が軽微であったため、導水管及びポンプの一部を減工する。

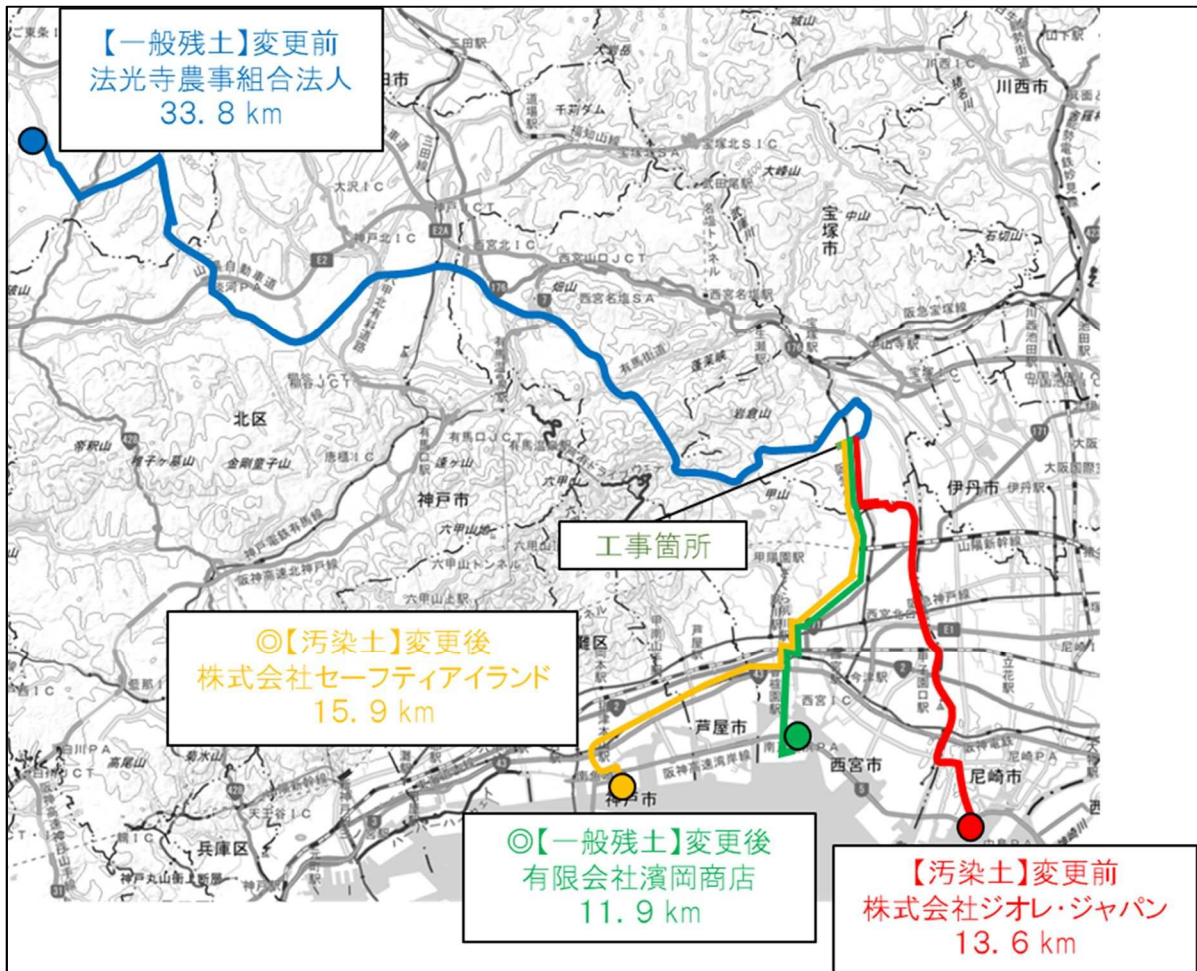
※1 工事請負契約書第20条第6項

特別な要因により工期内に主要な工事材料の価格に著しい変動を生じ契約金額が不適當となったと認められるときは、甲又は乙は、前各項の規定によるほか、協議により契約金額を適當な額に変更することを求めることができる。

※2 ひび割れ誘発目地

本工事の函渠工のような大断面のコンクリート構造物のことを「マスコンクリート」と呼び、土木工事共通仕様書では受注者がマスコンクリートの施工にあたって、事前にセメントの水和熱による温度応力及び温度ひび割れに対する十分な検討を行わなければならないとされている。以上を踏まえ、コンクリート打設計画（時期・工程等）を考慮した上で温度応力解析による温度ひび割れ予測を実施した結果、温度ひび割れの発生が予測されたことから、コンクリートの品質を確保するためにひび割れ誘発目地を追加する。

图 1. 処分場変更前後対照図

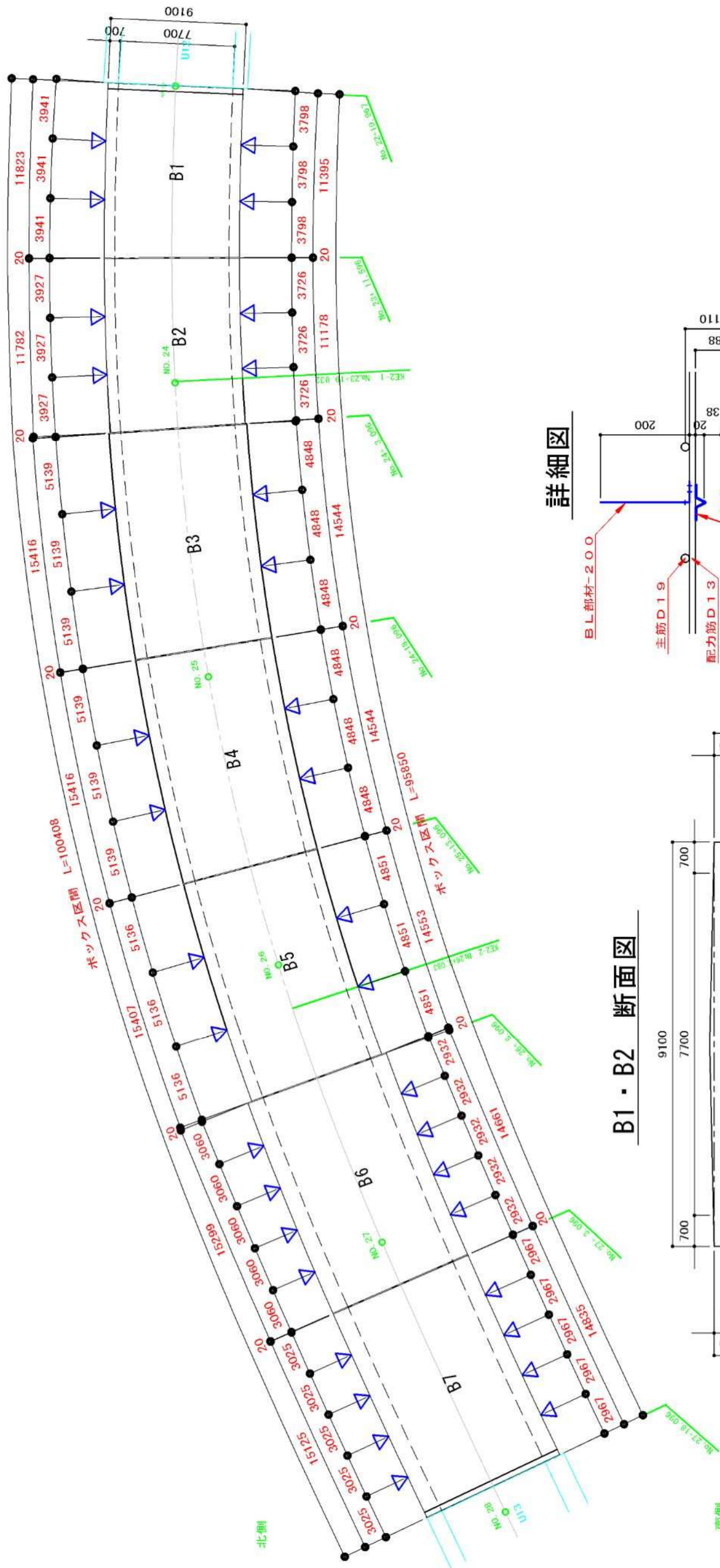


※処分地は「処理費」と「運搬費」の合計額で選定。

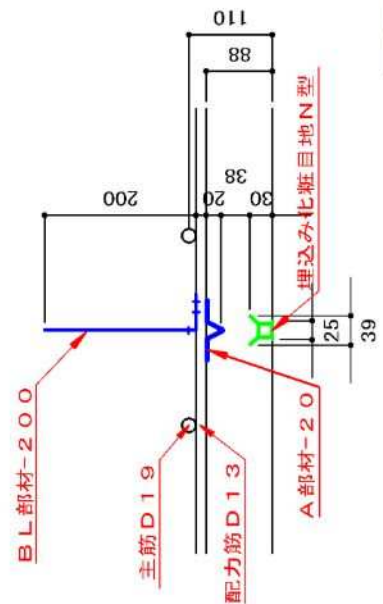
図2. ひび割れ誘発目地設置図面

配置平面図

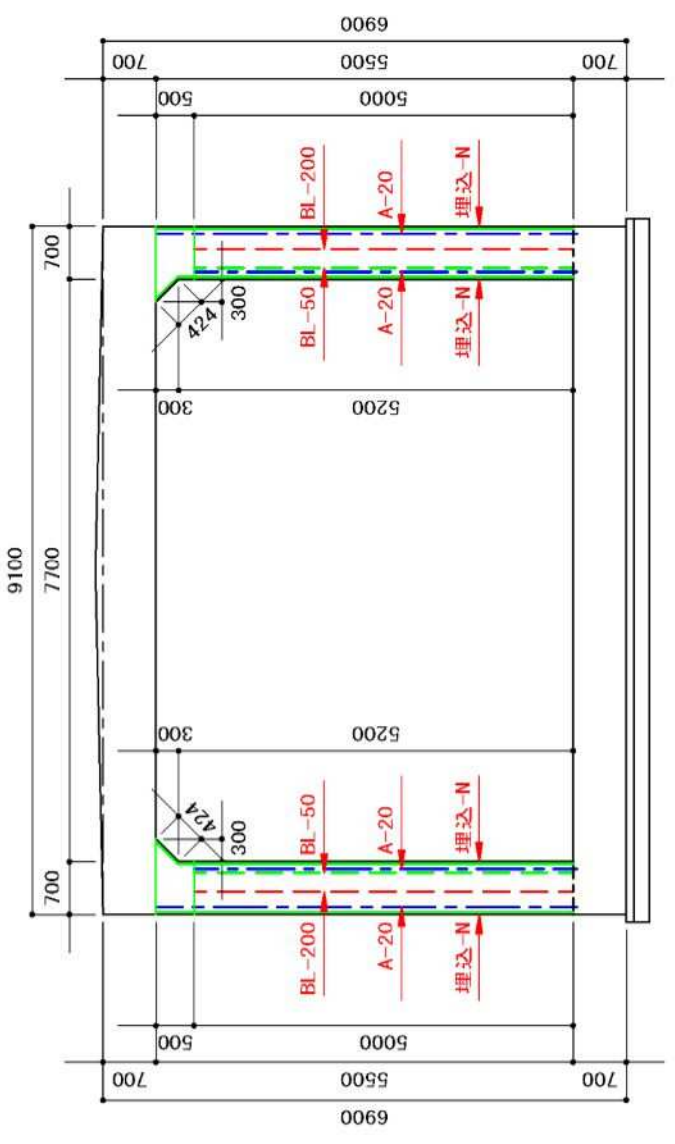
△ \* 誘発目地設置位置



詳細図



B1・B2 断面図



材料写真

